

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（JRR-3原子炉施設）の設工認の記載事項に係る行政相談
2. 日 時：令和2年9月30日（水）13時10分～13時15分
3. 場 所
 - （1）原子力規制庁10階南会議室
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部
新基準適合性審査チーム
島村安全審査官、荒川安全審査官
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
研究炉加速器技術部JRR-3管理課 担当者2名
5. 議事要旨
 - （1）原子力規制庁から、9月18日の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）からのJRR-3原子炉施設の耐震改修工事における設工認申請の記載事項の変更に関する行政相談に対して、以下の回答を行った。
 - ・ 行政相談において説明のあった内容は、設工認申請書に「既存部材の据付状態等により、本図の通りに施工できない場合、据付状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。」と記載されていること及び必要な耐震性は確保されていることから、設工認の変更等の手続きは必要ではないと考える。
 - （2）原子力機構から、上記（1）の確認事項について、了解した旨の回答があった。
6. 配付資料 なし